

## 事業制度概要

整理番号 17-

事業名	鳥獣害防止総合対策事業（鳥獣害防止総合支援事業）（継続）		
事業概要	<p>鳥獣による農林水産業等に係る被害は、鳥獣の生息分布域の拡大などにより、全国的に拡大・深刻化してきており、地域の実態に即した被害対策の強化が課題となってきたり、このため被害地域が主体的に被害の防止のための施策を実施することができるよう、鳥獣被害防止特措法が平成19年12月に制定され、20年2月に施行された。</p> <p>同法により市町村が作成する被害防止計画に基づく、個体数調整、被害防除、生息環境管理等の被害防止対策の取組を総合的に支援します。</p>		
事業メニュー	<p>（ソフト）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農林水産業団体職員、市町村職員等による狩猟免許の取得</li> <li>・安全で効果的な捕獲に役立つ箱ワナなど、捕獲機材の導入</li> <li>・犬を活用した追い払い等被害防除技術の導入・実証</li> <li>・緩衝帯の設置（牛の放牧等）による里地里山の整備等</li> </ul> <p>（ハード）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広域地域が一体となった侵入防止柵の整備</li> <li>・捕獲鳥獣を地域資源として活用するための処理加工施設の整備</li> </ul>		
主な採択要件	<p>（共通要件）</p> <p>市町村等による被害防止計画の作成</p> <p>（ハード）</p> <p>（1）受益戸数が3戸以上であること。</p> <p>（2）当該施設の整備によるすべての効用によってすべての費用を補うことが見込まれること。</p> <p>（3）（1）（2）の他、生産局長が別に定める要件及び基準を満たしていること</p>		
事業主体	協議会（市町村、農林漁業団体、狩猟者団体等で構成） ハード事業は、市町村やJAでも事業主体になれます。		
補助率	ソフト：定額 ハード：1/2等以内	事業実施期間	平成20年～22年
21年度予算額	2.8億円（ソフト6億円、ハード2.2億円）		
地区当たり単価	（ソフト）1市町村当たり200万円を上限に交付します （ハード）地区当たり上限額なし		
担当部署	本省	生産局農業生産支援課鳥獣被害対策室 （鳥獣被害対策推進班）	
	地方農政局	生産経営流通部農産課（鳥獣害対策係）	
	その他	沖縄総合事務局農畜産振興課（生産総合指導係）	
その他特記事項 （事業セールスポイント等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥獣被害防止特措法に基づき、被害防止計画を作成した市町村に対しては、特別交付税の拡充（交付率 0.5～0.8）措置が受けられます。</li> <li>・事業への取組は、単独市町村域の他、複数の市町村域による広域的なソフト事業への取組の場合は、1市町村当たり20万円が加算されます。</li> <li>・ハード事業の補助率は、沖縄県は2/3、中山間地域など5法指定地域は55/100以内と補助率の拡充措置があります。</li> <li>・事業は、ソフト・ハード一体的な取組の他、ソフト事業又はハード事業のみの取組もできます。</li> </ul>		

事業内容	備考
<p>（ソフト）</p> <p>推進体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会の開催等</li> </ul> <p>個体数調整</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・狩猟免許講習会への参加など捕獲の担い手育成・捕獲体制の整備</li> <li>・捕獲を行うための箱ワナなど捕獲機材の導入</li> <li>・捕獲された鳥獣の処理加工に関する技能研修の実施、商品開発や販路確保等への取組等</li> </ul> <p>被害防除</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・犬を活用した追い上げ・追い払い、忌避作物の導入や被害防止対策に必要な技術の実証</li> <li>・被害発生状況、被害防止施設の設置状況等に関する調査の実施</li> <li>・被害防止対策の技術指導者等の育成等</li> </ul> <p>生息環境管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・牛の放牧等による農地等の周辺における緩衝帯の設置</li> <li>・放任果樹の除去や雑木林の刈り払い等</li> </ul>	<p>からの事業内容は、地域で取組内容の選択が可能</p>
<p>（ハード）</p> <p>鳥獣害防止施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・侵入防止柵の整備</li> </ul> <p>* 被害防止施設と一体的に整備する場合は、捕獲施設の整備も対象</p> <p>処理加工施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・捕獲鳥獣の処理加工施設の整備</li> </ul> <p>* 捕獲鳥獣の一時養畜施設の整備も対象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・捕獲鳥獣の焼却施設の整備</li> </ul>	

## 参考

鳥獣被害対策に関連する事業については、鳥獣害防止総合対策事業のほか主なものとして次のような事業があります。

- ・農山漁村活性化プロジェクト支援交付金  
事業の1メニューとして鳥獣被害防止施設の整備や、捕獲鳥獣個体を地域活性化に有効活用するための施設整備等を支援します。
- ・中山間地域総合整備事業等  
各種総合整備事業等において事業の1メニューとして鳥獣被害防止施設の整備等を支援します。
- ・森林・林業・木材産業づくり交付金  
森林被害防止のための野生鳥獣被害防止施設（防護柵等）の設置等、NPO等による広葉樹の植栽や刈払い作業などの森林づくり活動を支援します。
- ・健全な内水面生態系復元等推進事業  
内水面漁業被害防止のため、広域的に連携して行われるカワウの生息状況調査、追い払い、捕獲等を支援します。
- ・有害生物漁業被害防止総合対策事業  
トド被害防止のための、広域的な観点からの駆除等の支援、一斉追い払い等効果的な追い払い手法の実証試験、トドに破られにくい強化網の開発等を実施します。

\*\*\*お問い合わせ先\*\*\*

農林水産省	生産局農業生産支援課	鳥獣被害対策室
〒100-8950	東京都千代田区霞ヶ関1-2-1	
	TEL: 03-3502-8111(代)	
東北農政局	生産経営流通部農産課	鳥獣害対策係
〒980-0014	仙台市青葉区本町3-3-1	仙台合同庁舎
	TEL: 022-263-1111(代)	
関東農政局	生産経営流通部農産課	鳥獣害対策係
〒330-9722	さいたま市中央区新都心2-1	さいたま新都心合同庁舎2号館
	TEL: 048-600-0600(代)	
北陸農政局	生産経営流通部農産課	鳥獣害対策係
〒920-8566	金沢市広坂2-2-60	金沢広坂合同庁舎
	TEL: 076-263-2161(代)	
東海農政局	生産経営流通部農産課	鳥獣害対策係
〒460-8516	名古屋市中区三の丸1-2-2	
	TEL: 052-201-7271(代)	
近畿農政局	生産経営流通部農産課	鳥獣害対策係
〒602-8054	京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風呂町	
	TEL: 075-451-9161(代)	
中国四国農政局	生産経営流通部農産課	鳥獣害対策係
〒700-8532	岡山市下石井1-4-1	岡山第2合同庁舎
	TEL: 086-224-4511(代)	
九州農政局	生産経営流通部農産課	鳥獣害対策係
〒860-8527	熊本市二の丸1-2	熊本合同庁舎
	TEL: 096-353-3561(代)	
沖縄総合事務局	農林水産部農畜産振興課	生産総合指導係
〒900-0006	那覇市おもろまち2-1-1	
	TEL: 098-866-0031(代)	

## 鳥獣害防止総合対策事業

市町村が作成する被害防止計画に基づく箱わなの導入、緩衝帯の設置などのソフト面の取組、侵入防止柵の設置、捕獲鳥獣の肉処理加工施設の整備等のハード面の取組を総合的に支援します。



平成20年12月

生産局 農業生産支援課 鳥獣被害対策室

## 《事業の要件》

### 実施主体

実施主体は、市町村、農林漁業団体、狩猟者団体などで構成される地域協議会であることが必要です。  
ハード事業については、市町村やJA等も実施主体になれます。

### 被害防止計画

市町村において、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画等を作成する必要があります。

## 《ソフト事業》

1市町村当たり**200万円**まで国が負担します。( )  
複数の市町村が連携して取り組む場合は、1市町村当たり20万円が加算されます。

被害防止のためのソフト的な取組を支援します。  
以下のような取組を支援することが可能です。

箱わな等の捕獲機材の導入



【箱わなの導入】

狩猟免許講習会への参加



【狩猟免許の取得促進】

犬を活用した追い払い等、被害防除技術の導入・実証

【緩衝帯の設置(牛の放牧等)】



【犬を活用した追い払い】

緩衝帯の設置

被害を発生させている鳥獣の生息状況調査

地域協議会の開催

## 《ハード事業》

費用の**1/2**( )を国が負担します。  
沖縄県は2/3、5法指定地域は55/100以内です。

被害防止のためのハード的な取組を支援します。  
以下のような取組を支援することが可能です。

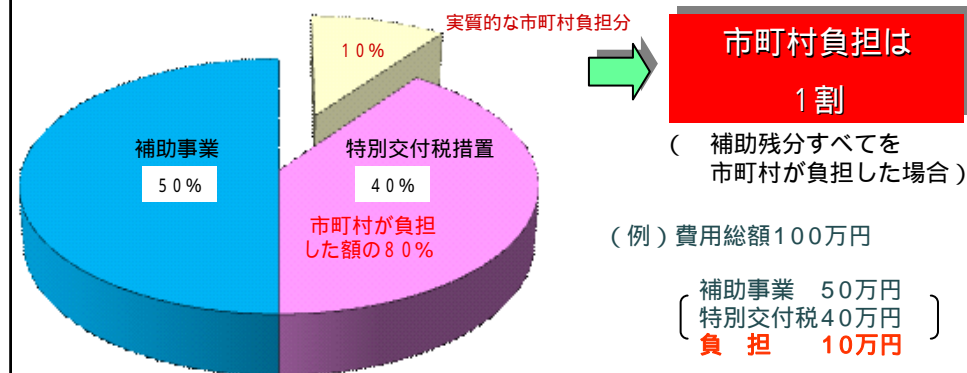
侵入防止柵の設置



【防護柵の設置】

捕獲鳥獣の肉等を活用する処理加工施設等の整備

侵入防止柵の設置にあたっては、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画を作成している場合は、かさ上げされた特別交付税措置と組み合わせると



ソフト事業、ハード事業とも、個人補助に該当するものは事業の対象となりません。  
ハード事業については、受益農家が3戸以上であることが必要です。